

データ入力用システム賃貸借 仕様書

本仕様書内の発注者は吹田市、受注者は契約事業者を指す。

1 賃貸借物件及び注意事項

(1) 賃貸借物件

＜JUKI データ入力システム・Celavi・i シリーズ＞			数量
1	Celavi-i 標準エントリーソフト	エントリーサーバ用ソフトウェア	1
2	Celavi-i 標準エントリーソフト	クライアント用ソフトウェア	5
3	専用キーボード	FK212-JS (029 配列タイプ/USB)	5
4	テンキーボード	FK203-JS	3
5	イメージ編集機能ソフト	サーバ専用ソフトウェア	1
6	イメージ入力ライセンス	サーバライセンス	1
7	イメージ入力ライセンス	クライアントライセンス	5
＜PC 本体・他＞			
8	サーバ	ML110 Gen11 4LFF	1
9	クライアント PC	HP Pro SFF 400 G9/CT 24 インチ WUXGA	5
10	モニター	IO データ 17 型スクエア液晶ディスプレイ	1
11	UPS	オムロン タワー型 UPS BNT100T	1
12	MS SQL Server	CSP SQL Server Standard Edition 2022	1
13	MS SQL CAL	CSP SQL Server Device CAL 2022	5
14	リフォーマット編集ソフト	メガソフト Mifes11	1
15	スイッチング HUB	アライト テレシス AT-GS910/8 R	1
16	マグネットキット	アライト テレシス マグネット Kit M	1
17	LAN ケーブル	ELECOM RoHS 指令準拠 CAT6 対応 10m	6
18	指ハブ/リット認証ログオン	V1 クライアント用/SW(I 配信)ライセンス無	1
19	指ハブ/リット認証ログオン	V1 クライアント用-I/1L	5

(2) 賃貸借期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

(3) 注意事項

ア 月額賃貸借価格には、物件の導入諸経費（キッティング（システムのインストール、各種設定、動作確認等）・搬入・セットアップ（機器の組み立てからシステムの動作確認）及びデータ移行経費（旧システムから新システムへ入力用プログラム、出力用プログラム、環境設定の移行）、保守費用を含むものとする。

イ すべてオンサイト保守とする。

ウ 賃貸借期間満了後は受注者負担で物件を引上げるものとする。

(4) 賃貸借物件取扱窓口

〒206 8551 東京都多摩市鶴牧 2-11-1

JUKI 株式会社 受託事業カンパニー 営業部 本社営業 2 グループ

担当：栗原 英之

TEL：042-357-2324 Email：hideyuki.kurihara@juki.com

2 賃貸借物件に係る保守業務

(1) 対象業務

- ア 機器装置及び各ソフトウェア等の内容に関する電話および文書による問い合わせに対する助言
- イ ハード障害およびシステムの操作上の誤りなどによるハードトラブル時の原因調査と復旧作業支援
- ウ 機器装置等保証期間経過後からの機器装置等の保守
- エ 機器装置等に起因する障害により機器装置等が正常に動作しない時の切り分けおよび保守
- オ システムのソフトウェアの補修
- カ 現行システムの提供期間内で受注者が改良、機能追加した最新ソフトウェアの提供（ただし、受注者所定の別料金が発生するソフトウェアの提供は除く。）
- キ 対象システムの各種ライセンス更新
- ク 発注者の要請によるソフトウェアの操作等の指導
- ケ ソフトウェアの障害発生時における速やかな各種点検、修復、調整等
- コ アからケに定める作業に係る機器装置等の搬入および現地調整

(2) 対象外業務

- ア 受注者の指示に反した機器装置等の使用に起因するもの。
- イ 発注者の都合により加えられた機器装置等の変更及び改良に起因するもの。なお、機器装置等に変更及び改良を加えることについては、予め受注者から承諾を得ていた場合は保守対象とする。

3 保守の時間帯

- (1) 保守は、発注者の就業時間帯（土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の9時から17時30分）に行うものとする。
- (2) 発注者の保守要請が前項の保守作業時間帯外に行われた場合は、保守作業は原則として翌日の保守時間帯に行うものとする。ただし、発注者および受注者が事故の重要度、緊急度が高いと判断した場合は、保守作業時間帯外であっても、受注者は速やかに技術員を派遣し、保守を行うものとする。
- (3) 前項の保守作業時間帯外の保守料金については、発注者と受注者の双方で協議し決定するものとする。
- (4) 保守の実施に際し、発注者は受注者に必要な範囲において発注者の施設、機器装置等の使用を認めるものとする。

4 物件の維持補修は特に定めのない場合、受注者の責任において行うものとする。ただし発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては発注者の負担とする。

5 物件の引上げのために必要な運送料及び保険料、その他通常の運送諸経費等は、受注者の負担とする。また、引上げ対象物件にデータが含まれる場合は、内容を完全抹消し、発注者の承認を受けること。

6 本契約、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約となるため、翌年度以降に発注者

が確保する歳出予算において減額又は削除があった場合、本契約を変更や解除する可能性があることに留意すること。